

令和4年度要配慮者利用施設防災講演会質問票に関するQ&A

	Q	A
①	「施設の防災タイムライン」での提出日時はいつまでか	提出期限はありません。また、本様式での計画提出が義務付けられているものではありませんが、今後計画を新規に作成し、または修正するにあたっては、ぜひ本様式をご使用ください。
②	避難訓練について、義務（報告義務を含む）とあるが、報告先を教えてください。また、罰則や注意、指導等はあるのか	<p>報告先：長岡市大手通1丁目4番地10 長岡市危機管理防災本部</p> <p>電 話：0258-39-2262</p> <p>メール：bousai@city.nagaoka.lg.jp</p> <p>→メールでのデータ提出か、紙資料での郵送又はアオーレ長岡4階危機管理防災本部執務室まで御持参ください。</p> <p>また、訓練の未実施について法律上の罰則はありませんが、市は訓練の実施の報告を受けた場合に必要がある時は、助言または勧告をすることができるとされています。</p>
③	これまで作成・提出した避難確保計画はどのような取り扱いになるのか	本様式での計画提出は義務付けられているものではありませんので、これまでに市に提出いただいた計画は引き続き有効です。今後計画を新規に作成する場合や、市からの助言・勧告等を踏まえて修正する場合は、ぜひ本様式をご使用ください。
④	洪水以外にも原子力や雪害等もエクセルで作れるとよいと思った。	御意見として承ります。